

書 評 と 紹 介

都留 康著

『労使関係のノンユニオン化』

ミクロ的・制度的分析』

評者：白井 邦彦

労働組合の組織率の急激な低落等日本の労使関係に占める労働組合のプレゼンスはかつてと比べ今日かなり低下している。さらに日本の労働組合が労働条件の維持改善において、有効な機能をはたしているかどうかについてもかなりの疑問が提示されている。そうした状況を反映して、労働問題研究の分野においても、労働組合をテーマとした研究はかつてと比べてその比重を著しく低下させている。都留康著『労使関係のノンユニオン化』は、このような状況下以上のような問題状況を正面からとらえた著作である。本書の刊行からすでに1年以上がすぎ、本書についての書評もいくつかなされている。さらに読者の中には本書を読了されている方も数多いと思われる。それゆえここでは本書についての詳細な紹介は割愛し、評者（白井...以下同）の労使関係研究に対する問題意識にてらして本書をどう読んだか、について述べることにしよう。

1

評者の労使関係研究についての関心のうち、本書に関する点は次の点である。

1 雇用・生活不安の深刻化等「労働者の労働条件の維持改善，その他労働者の経済的地位の向上」を図ることを目的とした組織である，労働組合の必要性は今日ますます大きくなっている。そうした中で日本の労働組合は十分その機能を果たしているといえるであろうか。一方では「労働組合は個別企業においても労使協議制やさまざまな参加制度を通じて企業行動，労働条件の決定に関して多面的に参加し規制を行っており，最近ではそれが産業レベル・国の政策レベルにまで及んでいる」というようにその機能を積極的に評価する見解がある。他方では労働組合の労働条件の維持改善等に果たしている機能について懐疑的とみる見解も少なくない。この点については実際のところどうであろうか。そして労働組合の必要性が大きくなっているという現状にもかかわらず，実際には労働組合組織率の急激な低下，組合員の組合離れといった事態が進んでいる。それはよく言われるように，近年における産業・雇用構造の転換，若者の組織離れといった点ばかりでなく，実際には今日の労働組合が果たしている機能の限界に基づく部分も少なくないのではなかろうか。

2 日本の労使関係をみてみれば，労働組合による団体交渉以外にも，労使協議制，従業員組織との懇談・交渉制度等さまざまな発言ルートが存在していることがわかる。ではそれらは労働者の労働条件の維持改善に対して十分な機能を果たしているのであろうか。さらにそれらに労働組合を含めたさまざまな発言ルートは実際のところ機能的にみてどのような役割を果たしているのであろうか。それらは労働条件の維持改善という機能よりも，むしろ経営の効率化のために利用されているように思われるが実際

にはどうであろうか。

2

以上1, 2の点について本書で著者(都留氏...以下同)はどのような解答を提示しているかまずみてみよう。

まず1についていえば以下のとおりである。先行研究より労働組合組織率の低下は「その一部分は、確かに雇用形態の多様化など構造的要因のなせるわざ」であるが、「その大部分は、新規組織化の停滞のために生じている」(pp. 8~9)。そして著者独自に行った労働者個人調査から得られたミクロデータを使った計量分析の結果より「新規組織化の停滞は労働組合の賃金効果と発言効果の不在を目の当たりにした未組織労働者による組合への関心の低下と、労働組合の組織化努力の不足の結果とってよい」(p. 9)としている。同時に組合員の組合離れについても「基本的労働条件事項への組合員の低評価から生じている」(p. 9)と主張している。つまり著者によれば両者とも労働組合の「経済的機能の不全に由来する本質的な問題」(p. 9)なのである。

次に2については以下のような次第である。すなわち、日本の労使関係にみられるさまざまな発言機構は「自社の従業員の労働条件の改善のため」とはいえず(p. 9)、むしろそこで成立しているのは「企業内発言機構を整備し、従業員のみ知り得る局所的情報を吸い上げて、より有効な経営戦略を整備し、もって企業業績の改善を図るというメカニズム」(p. 9)である。

つまり本書の分析の結論を先の評者の問題関心に即して評者なりに要約すれば「日本の労働組合は今日、とりわけ賃金水準の向上等の経済的機能を十分に果たしているとはいえない。そのため未組織労働者、および組織労働者の労働組合への期待に答えられず、それが組織率の低

下、労働組合組合員の組合離れという現象を招いている。確かに日本の企業においては組合がない企業においても、労使協議制、従業員組織等労働者の発言を促す組織は整備されているが、労働組合およびその他の企業内発言機構が果たしている機能は、労働条件の維持改善というより、労働者側の局所的情報を経営側が吸い上げもって生産性を向上させるという機能である」ということになる。

3

本書でのこのような解答は実はいわゆる批判的労働問題研究の領域で従来から繰り返し主張されてきたことと軌を一にしている。ただ従来の批判的労働問題研究においてそうした結論に至る分析方法として多く用いられていたのは、個別事例について詳細に調査するという方法であった。その方法は個別事例については詳しい情報を提供してくれるというメリットがある反面、他方で個々のケースからはたして一般的な結論を導きだせるかという点に関して一定の批判を免れることはできなかった。これに対して本書では独自の労働者個人調査から得られたミクロデータを用いた計量分析の結果前述のような結論が導きだされており、そこに従来の批判的労働問題研究の限界を越える本書の大きな意義があるといえよう。そしてそれは(おそらくは著者自身の本意ではないかもしれないが)批判的労働問題研究の今後の展開の可能性を開くものともなろう。このような大きな意義を本書に認めながら、一方で読了後物足りなさを感じたことは否定できなかった。その理由の一端は労働組合の経済的機能の分析にあたって主として対象とされているのは、「賃金効果」「福利厚生に対する効果」であり、労働組合が雇用維持(今日においては最も重要な点であると思われる)、労働時間・労働量、仕事内容や仕事の割り振り、昇進昇格、査定等に対して十分な規制

を行っているかといった点がほとんどないし全く分析されていないことにある。ただし実際にはそれは調査時点や調査技術上の問題に由来する部分も多い。それゆえ物足りなさを感じたのは主として以下の2点の理由の為である。

第1に、労働組合が十分な経済的機能を果たしていないことを明らかにしながら、では日本の労働組合はいつの時点からそうなったのか、また日本の労働組合がそうであるのはなぜなのか、それを克服するにはどうしたらいいのか、についてのまとまった分析が本書ではなされていない点である。周知のように日本の労働組合運動の歴史を戦後についてみても、終戦直後の産別会議主導にはじまり、総評主導、IMF-JC主導、連合時代というように、運動の主導もその路線も大きく変化していった。日本の労働組合が経済的機能を十分果たしていないのは、運動の主導、路線の変化にもかかわらず一貫したことであろうか、それともある時点まではそうした効果は果たしながら、ある時点以降果たさなくなったのであろうか。そして、そもそも日本の労働組合が経済的機能を十分に果たしていないのはなぜであり、それは労働組合運動の主導の転換とどの程度関連しているのだろうか。著者は日本の労働組合組織率低下、組合員の組合離れといった現象を「労働組合が現在抱えている困難」(p.8)とし、その大きな要因を労働組合が経済的機能を十分果たしていない点に求めている。そして労働組合は「基本的労働条件をめぐる交渉と発言という『本業』の重要性をけって軽視することはできない。これが労働組合の課題である」(p.9)と強調している。そうであればなおのこと、本書第5章の後にこのような点についてのまとまった分析がなされるべきであったと思う。しかし本書ではこの点についてのまとまった分析がなされないまま第6章以下は今度は無組合企業の発言

機構の分析に移ってしまっている。この点はそれまでの展開が明快かつ説得的であるだけによけい物足りなさを感じざるを得ない点である。ちなみに著者は例えば「企業別組合は、その本質上、経営側と労働側が企業利益を脅かさないような合意に達することを容易にする。企業と組合との利害の一体化は、会社の競争上の地位の妨げとなるかもしれない賃上げを自粛させる」(p.113)と述べている。これによれば著者は日本の労働組合が「経済的機能」を十分はたせないのは企業別組合という組織形態の故であると考えているのかもしれない。そうであれば、日本の労働組合は一部を除き、その運動路線いかににかかわらず、ほとんどが企業別組合という組織形態をとってきたのであるから、運動路線の転換とは無関係に「基本的労働条件」に関して十分な効果をあげてこなかったのであろうか。そしてその限界克服のためには、「企業別組合」からの脱皮が必要ということになるのであろうか。ぜひ著者の見解をお聞かせ願いたかった点である。

第2は、労働組合、その他の企業内発言機構が労働者側の局所的情報を経営側が吸い上げ結局は生産性向上をうながすメカニズムとなっているのではないかということ指摘しながら(ただし本書の分析では、親睦型従業員組織、労使協議制の生産性向上効果は確認されていないことには注意)、なぜそうなっているのか、そのことの是非、とりわけ5章までとの関連でいえば、労働組合がその経済的機能を十分果たせていないこととの関連性いかに、の分析がなされていない点である。ちなみに本書ではその後の展開は、無組合企業における賃金決定メカニズムの特徴とそこにおける春闘の役割の指摘に進んでいる。先に述べたように本書では第5章までにおいて、労働組合組織率の低下、労働組合員の組合離れといった「労働組合が現在抱

えている困難」の大きな要因を労働組合の経済的機能の不全に由来するものであることを実証している。そうであれば、6章、7章で無組合企業の従業員組織等の発言機構の分析を行い、先のような結論を得たならば、そのあとの分析は、労働組合、およびその他の企業内発言機構が結局は生産性向上を促すメカニズムとなっていることの原因、是非、それと労働組合の経済的機能の不全さとの相関についての分析へと進むべきではなかったのであろうか。その際労働組合等の組織が生産性向上を促すメカニズムとなっていることの原因を、経営側のそうした組織への影響力（介入）の強さ、労働側のそれを跳ね返す力量の弱さ、といった点に求めるか、それともパイの増大においては経営側と協力しパイを増大させたいうで、そのより大きな分配を確保するという労働側の合理的で主体的な選択に求めるかは重要な論点であると思われる。前者の観点に立てば、労働組合等の組織が生産性向上を促すメカニズムとなっていることは大きな問題となるうし、後者の観点に立てばそれは労働側の合理的選択の当然の帰結でありそれ自体はなんら問題にする必要はないということになるう。さらに前者の観点に立てば、労働組合等の組織が生産性向上を促すメカニズムとなっていることと、労働組合がその経済的機能を十分果たしていないこととの間には深い相関関係（その際のベクトルの向きは双方向であるが）あるということになる。これに対して後者の観点によれば、労働組合等の組織が生産性向上を促すメカニズムとなりながらも（パイの増大で協力しながらも）、他方で、その経済的機能を果たす（パイの分配にあたっては対立する）ことは十分可能であるし、可能であるべきであり、両者の間には基本的に相関関係はないということになるう。こうした点は労使関係研究において重要な論点を形成していることであり、ぜひ

とも分析を展開してほしかった点である。評者には分析がそのように進まず、なぜ本書のような形の展開になったのか残念ながらどうしても理解できなかった。

4

その他本書にはいくつかの疑問もある。第7章で「企業外の賃金交渉制度と経営協議会との役割分担が明確なヨーロッパの労使関係システムと機能的に類似な形で無組合企業と労働組合が共存するのが日本の労使関係の現状なのである」（pp.211～212）との記述があるが、このように日本の企業別組合、従業員組織等と春闘をそれぞれヨーロッパの経営協議会、企業外での賃金交渉制度とアナログ的に把握することは妥当であろうか。またその際の労働組合と従業員組織との質的差異はどこにあるのであろうか。第6章で「わたくし（都留氏…筆者注）は、従業員組織のレゾン・デートルは『事実上の企業別組合』に還元されない部分にある」（p.153）としているが、それはどの部分なのであろうか。さらにもし日本の労使関係制度がこうした枠組みのようなものであれば、第4章で実証されている「労働組合（その場合は企業別組合だろう）が賃金効果を十分もたない」という点もむしろ当然のことであり（賃上げ相場は春闘を通じて企業外で形成されるものであるから）、ことさらそのことを問題にする必要はそもそもなくなってしまいう思うがどうであろうか。

本書に以上のような物足りなさや疑問を感じざるを得なかったことは事実である。しかしその大部分はおそらくは著者と評者との労使関係研究に対する問題意識や分析視角の差に由来することの故であり、決して著者の分析の不十分さの故ではないであろう。同時に本書には、これまで批判的労働問題研究の領域で繰り返し主張されていたことをマイクロデータを用いて計量的に実証した、という大きな意義がある。こう

した意義づけは著者にとっては本意でないかもしれないが、その点の意義については強調してしすぎることはないであろう。
(都留康著『労使関係のノンユニオン化 ミク

口的・制度的分析』東洋経済新報社、2002年6月刊、vii + 237頁、定価3,000円 + 税)
(しらい・くにひこ 青山学院大学経済学部助教授)

雇用政策と公的扶助の交錯

布川日佐史編著 AS判・三六〇頁・六五〇〇円

序 雇用政策と生活保障政策の交錯…………… 布川日佐史

第I部 失業時生活保障シテム

21 ドイツにおける失業時生活保障給付システムとその効果…………… 布川日佐史

失業と最低生活保障…………… 上田真理

第II部 就労扶助の展開

543 就労扶助(Erneuerung Abeit)の展開と成果…………… 布川日佐史

能力活用の意味の再検討…………… 前田雅子

ドイツ社会扶助法における稼働能力活用義務と給付制限…………… 木下秀雄

第III部 社会扶助の行財政

6 自治体扶助費問題と行政改革…………… 武田公子

第IV部 生活保障と就業支援の多様性

87 ホームレスと社会扶助…………… 嵯峨嘉子

障害者の生活保障と就業支援…………… 瀧澤仁唱

第V部 社会扶助の運用実態

9 ドイツにおける貧困(社会扶助)行政の実態：庄谷恰子・上畑恵宣・布川日佐史

最後のセーフティネットと就業援助対策の改善課題…………… 布川日佐史

終 解説及び資料…………… 庄谷恰子・木下秀雄

日雇労働者・ホームレスと現代日本

社会政策学会誌第10号 社会政策学会年報選集43集 AS判二八〇頁四〇〇〇円

1 ホームレスとしての現代の失業・貧困…………… 岩田正美

2 日雇労働者の高齢化・野宿化問題…………… 福原宏幸

3 北海道の建設産業の季節労働者とホームレス…………… 椎名恒

4 ホームレスと生活保護行政…………… 吉村臨兵

5 外国人労働者の流入と我が国の不安定雇用層…………… 井口泰

6 フランスのホームレス問題と社会政策…………… 都留民子

7 日雇労働者・ホームレスと現代日本：座長まとめ…………… 庄谷恰子・玉井芳五

高齢者在日韓国・朝鮮人

大阪・生野区の「在日」高齢者の生活問題の調査 大阪における「在日」の生活課題と高齢福祉の課題 庄谷恰子・中山徹著 AS判・五二〇頁・七八〇〇円

日系ブラジル人の定住化と地域社会

外国人労働者の流入・定住化に伴う地域社会の変動 日系ブラジル人との共生の町での交流と葛藤を分析し、出発後から定住へ新たな局面を迎える外国人労働者問題に迫る。小内透・酒井恵真編著 AS判・三九〇頁・六八〇〇円

現代日本における不安定就業労働者

労働者階級の構成変化を描き出すことに成功した労作 高度蓄積過程において堆積された不安定就業労働者の存在形態を実態的に明らかにし、その状態がもつ問題性を析出。加藤佑治著 AS判・五八〇頁・八五〇〇円



御茶の水書房

〒113-0033 東京都文京区本郷5-30-20

電話03(5684)0751/http://homepage1.nifty.com/ochanomizu-shobo/

▶価格は税別◀